改正後

（法第五条第四項第二号の国土交通省令で定める場合）

第四条の三　前条の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第四項第二号の国土交通省令で定める場合について準用する。この場合において、前条中「法第五条第三項」とあるのは「法第五条第四項」と、「一歳到達日（法第五条第三項の一歳到達日をいう。以下同じ。）」とあるのは「一歳六か月到達日（法第五条第四項第一号の一歳六か月到達日をいう。以下同じ。）」と、「一歳到達日」とあるのは「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

（育児休業申出の方法等）

第五条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第六項の育児休業申出（以下「育児休業申出」という。）は、次に掲げる事項（同条第七項に規定する場合にあっては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

一～三　（略）

四　育児休業申出に係る法第五条第六項の育児休業開始予定日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び同項の育児休業終了予定日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日

五～七　（略）

八　育児休業申出に係る子の親である配偶者が法第五条第三項の申出をする場合であって、当該子の一歳到達日（同条第四項の申出をする場合にあっては、一歳六か月到達日）において育児休業をしているときは、その事実

九　法第五条第三項の申出をする場合にあっては、第四条の二各号のいずれかに該当する事実（法第五条第四項の申出をする場合にあっては、第四条の三の規定により読み替えて準用する第四条の二各号のいずれかに該当する事実）

十～十二　（略）

2～6　（略）

7　事業主は、第一項の育児休業申出があったときは、当該育児休業申出をした船員に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第三号、第五号若しくは第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第七項に規定する場合は、この限りでない。

8　（略）

（法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者）

第七条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者は、育児休業申出があった日から起算して一年（法第五条第三項及び第四項の申出にあっては六月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者とする。

（法第七条第三項の国土交通省令で定める日）

第十四条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条第三項の国土交通省令で定める日は、育児休業申出において育児休業終了予定日とされた日の一月前（法第五条第三項及び第四項の申出にあっては二週間前）の日とする。

改正前

（新設）

（育児休業申出の方法等）

第五条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第四項の育児休業申出（以下「育児休業申出」という。）は、次に掲げる事項（同条第五項に規定する場合にあっては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

一～三　（略）

四　育児休業申出に係る法第五条第四項の育児休業開始予定日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び同項の育児休業終了予定日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日

五～七　（略）

八　法第五条第三項の申出をする場合であって、当該申出に係る子の親である配偶者が当該子の一歳到達日において育児休業をしているときは、その事実

九　法第五条第三項の申出をする場合にあっては、前条各号のいずれかに該当する事実

十～十二　（略）

2～6　（略）

7　事業主は、第一項の育児休業申出があったときは、当該育児休業申出をした船員に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第三号、第五号若しくは第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第五項に規定する場合は、この限りでない。

8　（略）

（法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者）

第七条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者は、育児休業申出があった日から起算して一年（法第五条第三項の申出にあっては六月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者とする。

（法第七条第三項の国土交通省令で定める日）

第十四条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条第三項の国土交通省令で定める日は、育児休業申出において育児休業終了予定日とされた日の一月前（法第五条第三項の申出にあっては二週間前）の日とする。